

意思疎通支援事業仕様書(案)

1. 委託事業の目的

聴覚障害者、とりわけ中途失聴者・難聴者の意思疎通を支援する要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。

2. 委託事業の内容

(1) 要約筆記者養成業務

要約筆記者養成カリキュラム(厚生労働省カリキュラムに準拠し受託者が作成することとする)の実施

①必修科目

講義44時間(聴覚障害の基礎知識、要約筆記の基礎知識ⅠⅡ、要約の学習Ⅰ、チームワークⅠ、ノートテイクⅠ、対人援助Ⅰ等)

実技30時間(要約筆記の実習、要約の学習Ⅱ、伝達の学習Ⅱ、チームワークⅡ、ノートテイクⅡ等)

②選択必修科目

講義10時間(社会福祉の基礎Ⅱ、対人援助Ⅱ等)

実技18時間(模擬要約筆記、現場実習等)

(2) 要約筆記者派遣業務

香川県意思疎通支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」)に基づき、要約筆記者を派遣
この委託料は、実施要綱で定める単価に基づき、決定する。

(3) 要約筆記指導者養成研修業務

厚生労働省の委託により、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施している要約筆記指導者の養成研修事業へ参加し全日程・全科目を受講

4. 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日

5. 留意事項

必要に応じて随時県との協議を行い、県が行う他の事業との連携・協力を行うこと。

6. その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と協議の上、業務を進めるものとする。